

東京電力点検データ改ざん問題と原子力政策の破綻

1.東京電力の点検データ改ざん事件

(1)東電の責任

・東電社内調査委員会によれば、自主点検データの改ざんは1986年の福島第一原発2号機の検査から始まり、現在まで続く。かかわった社員は約100人に上り、本社原子力管理部の幹部(取締役を含む)数名と3原子力発電所の現場担当者など社員30~40名が組織的に行っていた。

・福島第一、第二、柏崎刈羽原発の課長級社員が、原発の自主点検で機器の傷やその兆候が見つかった際、現場担当者が独自に安全評価を行って安全に問題ないと判断した場合、国には「異常なし」と報告することをルール化し、実施していた。法令違反を意識しながら、維持基準を導入し、定期検査を計画通りの日程でこなすことを最大の目標にし、国には虚偽報告を行い、バレるのを防ぐため隠蔽工作も行っていった。

・各発電所長がトラブル隠しを直接指示したケースは確認されていないが、報告は受けていた。

・原子力安全・保安院によれば、自主点検報告書の虚偽記載は1987~1995年に29件、シュラウドのひび割れや兆候がありながら報告書に記載しなかったケースが計9件あり、福島第一(5件)、第二(3件)、柏崎刈羽(1件)のいずれもが行っていた。蒸気乾燥器のトラブルも3原発で虚偽記載。

法令違反の疑い6件(東電が多数のひび割れを確認しながら国に報告せずシュラウドを交換した福島第一原発1・2・3・5号の4件、損傷の一部を隠してシュラウドを修理した福島第二3号の1件、ひび割れを隠し無届けで蒸気乾燥器を交換した福島第一1号の1件。6件中5件で機器が交換され損傷状態を確認できず東電が事実を意図的に隠ぺいした疑い有。ひび割れを確認していた場合)

福島第一原発1号 1995、96年にシュラウドひび割れを発見、2000年に交換。発見から交換までの間、技術基準適合義務(電気事業法39条)違反。

福島第一原発1号 1989年に蒸気乾燥器に6本のひび割れ発見、3本を水中溶接で修理、記録を残さなかった。修理記録の保存義務違反。

福島第一原発2号 1996年にシュラウドひび割れの兆候が、ひび割れに成長していると分かったが放置。1996年からシュラウドを交換した1998年までの間、技術基準適合義務違反。

福島第一原発3号 1994、95年にシュラウド全周にひび割れの疑いを発見したが放置。発見から1997年のシュラウド交換までの間、技術基準適合義務違反。

福島第一原発5号 1994年にシュラウドのひび割れを発見したが放置。発見から1999年の交換までの間、技術基準適合義務違反。

福島第二原発3号 1997年にシュラウドの広範囲にひび割れの疑いを発見。2001年、発見日を偽って国に報告し修理。1997年から修理完了までの間、技術基準適合義務違反。

通達違反の疑い5件(福島第一1号機の緊急炉心冷却システム系の機器損傷の隠ぺい。兆候だけの場合)

品質管理 企業倫理上の問題 4件(レンチ紛失・回収の疑いがある福島第一3号機など。レンチ紛失・回収では工具の管理記録をつけず)

問題なし14件(GEがサービスで修理をしたためにGEと東電の記録が食い違ったもの)

・東京電力は、1986.4のチェルノブイリ事故の直後から自主点検データの改ざんをルール化して組織的に実行し、1989.1の福島第二原発3号炉の再循環ポンプ破損事故を経験しながらそれを改めず、1995.12の動燃（現核燃料サイクル開発機構）による「もんじゅ」事故でのビデオ隠し、1998.4の関西電力によるスイス・ベズナウ原発でのMOX燃料棒事故隠し（2000.8に発覚）、1998.10日本原電の100%子会社原電工事による使用済燃料（MOX燃料）輸送容器の中性子遮蔽材データ改ざん、1999.9のJCO事故、1999.12のBNFLによるMOX燃料品質管理データ改ざん等が相次ぎ、電力各社等はその都度、社内体制を見直し、社内監査を充実させ、「原子力安全文化」の醸成に努めると主張してきた。それが真っ赤な大嘘であった。

(2)経済産業省(旧通産省) 原子力安全 保安院の責任

i) 技術基準に適合しない可能性があるにもかかわらず、運転継続を容認

・原子力安全・保安院は8/29の東電による自主点検データ改ざん問題を公表した際、原発8基でひび割れなどが修理されずに残っている疑いがあるにもかかわらず、「原子炉の安全性に直ちに重大な影響を与える可能性はない」と運転継続を容認した。これは、保安院による維持基準の先取りであり、直ちに運転を停止して検査・修理を求めるべきである。

保安院は、電気事業法経済省令62・告示501では維持基準を規定していないが、「ルールとして認めていないわけではない。特殊工事の認可を得れば要求事項を満たしたことになる」と現行法でも認めていると主張している。これはなし崩し的に「技術基準の適合義務」を放棄することにつながる。

・維持基準導入の前提は、維持基準への適合を電力会社が自主判断する以上、維持基準遵守の技術者倫理が徹底しており、厳格な監査体制が機能していること、維持基準への適合を判定する点検データの精度が定量的に十分高く、ひび割れ等の度合いを過小評価することにならないこと（原発の場合には検査に被曝が伴うことから精度の高い検査が困難な場合がある）、供用期間中に起こりうる損傷の種類（疲労や腐食を含めて）と許容値が構造物・機器別に明確に定められていること、原発重大事故の重大さに鑑み、通常状態とは異なる地震、航空機墜落、重大な過渡変化等の事態を考慮した維持基準となっていること、維持基準による自主点検への国によるチェック体制が充実していること（単なる書類検査に止まらない）、などが不可欠である。これらの条件が満たされているとはとてもいえない。

1996年発行のNRC報告書では、世界の沸騰水型軽水炉原発BWR22基で炉心シュラウドに欠陥が見つかったが、うち10基が維持基準に従って全く対策を施さずに運転していた。2000.3の調査では、米国で22基に欠陥を発見、うち17基で評価の結果、対策なしで運転を継続していた。しかし、地震国の日本で同じような維持基準で運転を継続するのは危険である。

・福島第一原発6号の定期検査の最終試験2002.8.30に行う予定だったが、保安院が中止を宣言したまま調整運転の継続を黙認している。1991年の美浜事故の際も調整運転のまま長期運転を容認したが、これでは定期検査で合格しないままの営業運転を公然と認めることになる。

・原発の推進を行政目標の一つに掲げている経済産業省の下に置かれた原子力安全・保安院にとって、原発の経済性追求は電力会社と共に至上命題であり、それを損なうような行政命令は下せない。保安院が原発推進行政における規制当局としての役割を果たす以上、電力会社とのなれ合いや規制当局を含めた違反をチェックするための独立した検査期間が不可欠である。

ii) 調査中に定期安全レビューで「妥当」と評価

・原子力安全・保安院は、東電から7/9に提出された柏崎刈羽1号、福島第二3・4号の定期安全レビュー報告（約10年ごとに実施）を8.8に「妥当なもの」と評価していた。これら3基ともシュラウドにひび割れのインディケーションがあり、虚偽報告の疑いがあり、調査中であった。

・自治体の批判にあったため、福島第一原発1～5号、福島第二原発2～4号、柏崎刈羽1号の計9基の定期安全レビューの評価結果を9/13に撤回した。

iii) 調査2年遅れの理由の虚偽報告

原子力安全・保安院は8/29の発表で、告発当時、告発者はGE社員で不利益にならないよう慎重に調査した。告発者から身元を開かしての調査に同意を得たのが2001.11頃でGEへの問い合わせがそれ以降となった、と説明していた。しかし、は、2000/7/3付け告発状で「身元が分かると再就職活動に支障が出る」と記しGEを解雇された身分であることは当初より明白。保安院は、告発当時すでにGEを解雇されていたと9/4に訂正、は、2000/11/3付け2回目の告発状で「身元を明かしていい」と記されていた。松永保安院次長が、当初発表より1年前すでに同意が得られていたことを9/12に発表。

2年以上かかった調査の遅れの責任を免れるため、告発者の身元秘匿要請に転嫁していた。

について2000/11/21に届いた8/7付け回答FAXで「身元を明かさないうでほしい」と記されていたのは、あくまで8/7時点の話であり、保安院が混乱することはあり得ない。万が一混乱したとすれば、すぐに告発者へ照会すれば済むことである。

iv) 告発者を被告発者に売り渡す行為をとり、告発者が不利益を被らない措置をとらず

・通産省資源エネルギー庁は、2000.11.13に告発者から身元開示の同意を得ながら、GEへの調査は当面しないことを内部決定。にもかかわらず、2000.12.25に「この作業に携わったGEの担当者を教えてほしい」と東電に調査を指示し、告発者自筆のサイン入り検査記録や、告発者が福島第一原発の東電側点検担当者と交わした実名の会話記録などを添付し、告発者を被告発者に売り渡す行為を行った。いくら本人が身元開示に同意したとしても、この件では告発者の氏名を被告発者に知らせる必要性は全くない。告発内容の調査を行うべきであり、東電ではなくGEに直接照会すべき事柄である。

v) 法令に基づく立ち入り調査ではなく、東電に照会するなれ合い

・JCO事故の教訓から原子炉等規制法改定に基づき、2000.7.1に施行された内部告発者の保護と保安検査の権限を使って、保安規定違反の容疑で、東電に対し立ち入り調査を行うべきであった。保安院による2年間の告発放置は、JCO事故を全く教訓としないものである。

・告発を受けてすぐに米国在住の告発者と連絡をとって告発内容の確認を行うことなく、告発状の届いた翌日に、被告発者の東電に告発内容を電話で通知した。これは告発内容に関するさらなる証拠隠滅などの偽装工作を東電に促す措置だといえる。

・告発を受けながら、基本的には東電社内での「自主調査」に任せ、9.28に任意の立ち入り調査を行っただけで、GEへの調査も行わないと決定し、院内に設置した調査機関「申告委員会」を2000.12末からの約8ヶ月および2001末から約8ヶ月の延べ1年4ヶ月間に一度も開かず、告発を棚上げ状態に置いた。GEIIやGEからの情報提供によって初めて、自らの責任が問われる段階になってようやく、仕方

なく本格調査に乗り出した。

・保安院の佐々木宜彦院長は2001.1の院発足当時から事実関係を把握していたが、平沼赳夫経済産業相と村田成二事務次官が事実を知らされたのは公表前日の8.28であり、資源エネルギー庁岡本巖長官は8.29午後に伝達された。JCO事故の教訓として原子炉等規制法を改正して設けた内部告発制度と保安検査システムの適用第1号であるにも関わらず、また、その内容が悪質な虚偽報告であるにもかかわらず、公表直前まで2年間大臣に報告されず、できればなかったことにしようとした姿勢は問題である。

東電は8.7の時点で、保安院へ調査に全面協力すると同時に、「プルサーマル計画を凍結させるため、新潟県知事らへ『問題を抱えている』と内々に伝えさせてほしい」と要望し、さらに、プルサーマル計画を当面凍結するよう原子力政策を担当する資源エネルギー庁への問題の伝達を求めていた。にもかかわらず、資源エネルギー庁へは伝達せず、データ改ざんを知りつつ、プルサーマル計画を推進させた。

・保安院は「原子力施設安全情報申告制度」を新設する方針を打ち出した。原子力施設安全情報申告調査委員会を設置し、告発から30日以内に対応方針を決め、3カ月ごとに処理状況を公表するというもの。しかし、電力会社と一体になった原発推進行政の規制当局に内部告発の調査委員会を設置するのは、告発もみ消しにつながるだけである。経済産業省から独立した告発受け入れ機関を設けるべきである。

・2002.9.12電気新聞によれば、保安院が基準担当チームの設置を計画しており、職員枠に限界があるため、2004.4設立予定の原子力規制に関する独立行政法人に規格審査・認証業務を一部移管することも検討しているという。原子力安全・保安院から独立した強大な検査機関による検査のダブルチェック体制の整備が不可欠である。内部告発もこの検査機関が受け付けて調査すべきである。9/13に自主点検で見つかった日本原燃の配管接続ミスも、経済産業省は書類審査だけのチェックで合格にし、ミスを見抜けなかった。事業者任せと事業者とのなれ合いの検査が批判されており、それを防ぐには厳しい監査システムが不可欠である。

vi) 東電の法令違反による刑事告発や行政処分を行わない

・保安院は「強度が十分に保たれているかどうかを確認しないで使い続けるのは、技術基準の適合義務違反の可能性もある」などとしながら「問題のシュラウドはいずれも交換、修理されており、現時点で明確な法令違反があるわけではない。刑事告発や行政処分は見送る」と調査途中の9/13、電気事業法や原子炉等規制法の法令違反に関する東電の刑事告発や行政処分の見送りを決定。松永次長は、「我々は原子炉の安全性を確保する立場。犯罪を捜査しているわけではない。誰が指示したかなどを解明するのが目的ではない。」としているが、刑事告発がなければ警察は犯罪捜査に入らない。行政処分も行わないというのは東電との癒着以外の何者でもない。「原子炉の安全性を確保」するためには違反の徹底した摘発が不可欠であり、今の保安院にはその能力がないことを松永次長が吐露したに等しい。

vii) 法令適用の誤った指導と法令違反の助長

・通産省は、蒸気乾燥器の水中溶接には確証試験が必要と誤って東電に回答し、「法令上問題ないのに、事実上不可とした。」

・元東電幹部の笛木謙右氏によれば、1970年代半ばに旧通産省の検査官が「配管にひび割れの兆候がある」という報告書を突き返し、「運転はいいが、インディケーションはだめだ。この話がもし表に出たら、こっちは知らない」と突き放し、「異常なし」に書き替えた報告書を受け取ったという。ひび割

れの兆候への対策を指示せず、報告書の書き方にクレームを付けることで事実上書き直しを迫ったのは虚偽記載の共犯である。規制当局として、法令を形式的に遵守することだけに腐心し、「技術基準への適合義務違反の可能性あり」と東電に指摘しなかったのは、法令違反の助長につながる。

(3)原子力安全委員会の責任

・現行の原子力安全規制体系を守るべき原子力安全委員会が、技術基準の適合義務違反の可能性がありながら、それを容認し、維持基準の先取りを容認している。

・松浦祥次郎委員長は9/5の原子力安全委員会で「(総計で)520万kW(の出力の原子力)を止めるのは常識的に異常だ」と批判し、委員会後、報道陣に対し「運転を止めるべきかどうかを判断する技術基準を早く設けるべきだ」と発言の趣旨を説明。東電も電力需給には全く問題ないと言っているにもかかわらず、運転停止を批判するのは論外である。むしろ、運転継続は現行の技術基準適合義務に違反する疑いがあると主張すべきである。「運転を止めるべきかどうかを判断する技術基準」がないことを認めておきながら、維持基準の先取りを容認しているのは問題である。

・原子力安全・保安院による定期検査、保安検査、調査をダブルチェックすること、およびその権限を原子力安全委員会に与え、権限行使に必要な予算と体制をとるよう政府に求めることこそが重要である。

<事実経過>

1970年代半ば 元東電幹部の笹木謙右氏(現在、日本原子力防護システム社長)によれば、東電本社原子力管理部門にいた頃、「通産省の検査官に『配管にひび割れの兆候がある』という報告書を出そうとしたところ『異常なし』に変えさせられたことがある。」と朝日新聞に証言。「福島第一原発1号の再循環ポンプの配管で、縦方向に応力腐食割れのインディケーションが見つかった。これくらいなら大丈夫と社内で安全を評価し、国から次の1年間の運転許可を得ようとした。その際、『インディケーションあり』と報告書を出そうとしたら、検査官から『これでは受けられない』と突っ返された。」さらに、検査官は「運転はいいが、インディケーションはだめだ。この話がもし表に出たら、こっちは知らない」とも言った。また、福島第二原発所長時代(1995～98年)の1997年、3号炉のシュラウドにひび割れの疑いがあるとの報告を受けていたと証言。1974年に福島第一原発1号再循環ポンプ配管で応力腐食割れが初めて確認され、他の原発でも続いた。

1980年代後半～1990年代前半 1986年のチェルノブイリ原発事故後、国の指導が厳しくなり、傷や兆候を報告すると原子炉を止めて対策を講じるよう指導された。福島第一、第二、柏崎刈羽原発の課長級社員が原発の自主点検で機器の傷やその兆候が見つかった際、現場担当者が独自に安全評価を行って安全に問題ないと判断した場合、国には「異常なし」と報告することをルール化し、実施。東電社内調査によれば、発電所内で検査や維持管理を担当する保修部の現場担当者が、異動の際、国に報告しなかったひび割れなどを引き継いでいた疑い有。1997年当時に福島第2原発所長だった笹木謙右氏は「次回点検でしっかり調べるよう指示した。前任からの引き継ぎはなかった」と証言。GEは海外でのトラブル例や対処方法の情報を常時提供しており、発電所内で保管されていた。東電調査委員会はファイルを基にして現場レベルでトラブル内容を口頭で後任に引き継いできたとみている。

1986定期検査 福島第一原発担当者が、シュラウド・ヘッドボルトに損傷が見つかった福島第一原発2号でGEIIに「検査記録を改ざんするよう指示した」と証言。29件中の最古のもの。

1987 福島第一原発1号の定期検査でGEが蒸気乾燥器を解体点検してひび割れのような模様を発見。このとき、蒸気乾燥器を180度反対に取り付け、1989年の再検査でひび割れのような模様が180度反対の位置で見つかったため、取り付けミスも判明したが、国に報告せず。

1989.1 福島第二原発3号で再循環ポンプ大事故、水中軸受けリング(長径1m、幅20cm、重さ100kg)が脱落。5月に当時の那須翔社長の減給、常務原子力本部長の取締役降格、第二原発所長の退職など原発事故を理由とした初の幹部処分。

1989.5からの定期検査で福島第一原発担当者が、福島第一原発1号の蒸気乾燥器に6カ所のひび割れを発見したGEIIに対し、3カ所を水中溶接法で闇修理し残り3カ所だけに検査記録を改ざんするよう指示。蒸気乾燥器を写したビデオテープも、損傷部分が映らないようGEIIに編集し直させて国へ提出。GEIIが東電に「ひび割れは水中溶接で修理できる。米国では普通に行われている修理方法」と打診、東電が軽い方のひび割れ3つを水中溶接法で闇修理し、重い方の3つを通産省へ報告、水中溶接法で修理したいと通産省に相談すると、同省検査担当者は「水中溶接は日本ではまだ認められていない。特別に認可を取るよう申請すれば認められるだろうが、審議会を開いて安全性などを慎重に検討しなければならず、認可までに少なくとも数年間はかかる」と誤って回答。驚いた東電の技術者グループは、すでに修理してしまった3つのひび割れを隠さざるを得なくなった。

東電は1990年7月に「財務監査のため必要」としてGE報告書の日本語版を作る際、GEIIに報告書の修正を指示、本文とデータ表で矛盾が生じないように表作成者の署名をそのままにして、表の切り張り、修整液での消去、日付変更などの手を加え、蒸気乾燥器そのものが本来と180度異なる方向に取り付けられていたことも記録から削除。9月に「定期検査で3カ所のひび割れが見つかった」と公表したと証言。不正を隠すため、蒸気乾燥器の修理記録も廃棄。再循環ポンプ大事故に加えて「さらに別のトラブル報告をすると、世間からの非難は避けられない。この時期の公表はまずい」と考え、6ヶ所とも水中溶接しようと試みたが、3カ所はひび割れが最長で約1.7mと大きく修理は不可能だったという。闇修理された蒸気乾燥器は1991年に応力腐食割れを理由に交換・裁断、コンクリート詰め放射性廃棄物にされ、調査不可能。

南社長は9/2「現在の原子力施設のメンテナンスは、どんな小さな傷があってもならない。新しい工法で修理しようとする、実証・検証のため長期間プラントを停止しなければならない。こうしたことが発電所の現場に大きなプレッシャーになり、安全性に影響を与えるものでなければできれば公表を避けたいといった甘えた判断が生まれたのではないか。」1995年以降についても「前に隠しているのが尾を引き、隠ぺいがあるようだ」と発言。保安院は9/6、東電側は軽微な3カ所の傷だけ報告し、残り3カ所については傷の存在を隠した、水中溶接法は「当時から認められている工法だった」と発表。報告された傷は蒸気乾燥器で除去した水分を1次冷却水に戻す部品「ドレンチャンネル」の溶接部に力がかかったのが原因。隠された傷は通常想定されない要因が加わった可能性があり、保安院は「傷の数や大きさ、場所より、原因が深刻だったと判断して隠した」との見方を強め、調べを進めている。9.13の保安院報告によれば、1987年の自主検査後にメーカーが蒸気乾燥器を180度ずれた位置に固定したため、想定外のひずみが生じたことがわかっている。

自主点検で発見したひび割れのうち国に無届けの修理・交換は10件に上る。

1990 スイスの原発で初めて応力腐食割れによるシュラウドのひび割れ発見

1993~95 米国で10基以上でシュラウドにひび割れ発見。1993年から通産省がシュラウド損傷に敏感になる。

1993 福島第一原発4号でシュラウド溶接部1カ所に3本(最長50cm)のひび割れインディケーション。

- 1993.9～1994.3 福島第一原発1号で、自主点検中に緊急炉心冷却装置の散水管「炉心スプレースパー
ジャ」ひび割れを発見、国に報告せず、点検期間中に無届けで修理。その後の国の定期検査で検査
官から隠すため金属部品を取り付け、周辺に色を塗る偽装工作。1999.8まで6年間、国に隠す。
- 1994 シュラウドひび割れまたはそのインディケーションを5基で発見。福島第一原発2号、5号、
第二原発2号(溶接部2カ所に計23本、最長13cm)、第二原発3号(溶接部4カ所に計6本以上、最
長1.4m)、柏崎刈羽1号(溶接部1カ所に2本、最長2cm)。福島第一原発2号以外は隠す。
- 1994.6 福島第一2号の定期検査で国内初のシュラウドひび割れを確認。東電はGEIIの示したインデ
ィケーションのうち明確なひび割れは認めたが、別の溶接部にある無数のインディケーションを記
録にとどめず。修理の後、1998.8～1999.7年の定期検査で予防保全による交換。その際、国への
報告分以外にも傷があったとの内部告発で国が検査に乗り出したが、東電は原子炉脇に保管してい
た旧シュラウドのひび割れ部分に金属板を立てかけ、未報告の傷が見えないよう隠す。金属板を
立てかける支持板は特注品。この過程でも本社の関与を示す証言あり。福島第一2号の定期検査で
東電は、GEIIがGEなどの機器を売り込むため損傷のインディケーションを数多く報告してくる傾
向にあり、シュラウド交換が早まったり補修に時間がかかる恐れがあったと主張。また、東電の内
規でシュラウド点検は約2年ごとだったが、1998年から10年ごとに変更。
1994. 福島第一5号でシュラウドに最大で深さ2cmのひび割れを発見、対策を取らず、第17回定期検
査(1999.12/8～2000.10/1)で交換するまでの間、技術基準に適合しないまま運転した可能性。
1994. 柏崎刈羽1号の定期検査でGEIIがシュラウドに「ひび割れやひび割れのインディケーションなどが
みられる」と指摘したが、東電は「異常なし」と報告。1996年に同原発所長だった榎本副社長は9/9、
保修部から報告を受けながら修理を指示しなかったことを認め「(言わなくても)保修部が考えてや
っていると思ったので何も指示しなかった」と釈明。1996、1997年にも同じ指摘をされながら、東
電の報告書に「異常なし」と記載。武黒同原発所長は「(3回の改ざんは)保修部担当者がした」と説明。
- 1994頃 福島第二原発3号の定期検査でGEIIがシュラウド溶接部にひび割れノインディケーションを
発見し東電に指摘。東電は「異常なし」と国へ報告、1996年、1997年にも同じ指摘を受けながら
「異常なし」と報告、2001.7.6に「偶然発見」を装って一部を報告・修理したが、それ以外のイン
ディケーションは「異常なし」と国へ報告し続けた。
- 1995 福島第一原発1号、第二原発4号(溶接部1カ所に2本、最長9cm)で、シュラウドひび割れま
たはそのインディケーションを発見、隠す。
- 1996 福島第一原発3号でひび割れのインディケーションを発見、隠す。
- 1995.6～1997.6に柏崎刈羽原発所長を務めた榎本聡明副社長が「私が柏崎刈羽原発所長だったときに、
小さな傷があると報告を受けた。」「超音波探傷検査をして分かるぐらいの小さな傷で、もしかす
ると傷でないかもしれない。GE社は全く問題ないと言っている」という内容だった。「私は『そ
れならよかった』と話した。」(9/3)
- 1997 福島第二原発3号の第8回定期検査(1997.5.7～7.14、69日間停止)で、GEIIがシュラウド4か所
にひび割れを発見し東電に報告。最大の1カ所はほぼ全周(16.5m)に断続的に広がっていたが、東
電は放置したまま4年間運転。GEIIが翌年、傷の深さを調べるため超音波検査を勧め、現場担当
者が検査実施の意向を本社に伝えたが、「原子力管理部の幹部からやるなと指示された」と証言。
GEIIには「社内規定で今年はシュラウドを点検しない年にあたる」として、1998年以降詳細な点
検を行わないまま4年間運転を継続。こうした指示は1998～2000年に数回あった。2001.7.6に最
大の1カ所のみ保安院に報告し修理、残る3カ所は「異常なし」と虚偽報告し運転継続。

東電は1994.6に福島第一原発2号でシュラウドの全周14mにわたる断続的ひび割れを発見。1997～2001年に、福島第一原発1・2・3・5号のSUS304製シュラウドの交換理由を「ひび割れの予防保全」と申請(これも虚偽記載の疑い有)して福島第二原発3号と同じ耐腐食性SUS316L製に交換し、「極めてひび割れが起きにくい材料に取り換えた」と宣伝。シュラウドは1基100～200億円で東電幹部は「傷もないのに『予防』という理由だけで交換することは考えられない」と指摘。自主点検報告は任意提出だが、シュラウド交換は電気事業法による申請。

1999.8 東電が福島第一原発1号で6年前に発見し無届け修理した炉心スプレースパーージャについて、「初めてひび割れを発見した」と国にウソの報告を行い、2001年にシュラウドと一緒に交換。

2000.7.3 GEを解雇された米国在住日系米国人の元GE社員(点検作業時にGEからGEIIへ派遣されていた)が実名で通産省資源エネルギー庁へ告発：(1)福島第一原発1号の1989年の自主点検で、蒸気乾燥器の傷が6カ所あったが記録上は3カ所になっていた(3カ所は無届けで水中溶接で修理され、残り3カ所だけに改ざんされていた)。「乾燥器が本来の位置と一八度異なる方向で取り付けられていたことを記載していない報告書にサインさせられた。」「通商産業省用に東電に提出したVTRでは、東電の要求によりひび割れを省略して編集された」と指摘。(2)原子炉内に忘れてあった工具のレンチがシュラウド交換時に出てきた(これは2回目の告発による)。元社員は失業中だったため「身元が分かると再就職活動に支障が出る」と告げる。同庁は告発者と連絡を取らないまま翌7.4、東電に告発内容を電話で伝え「翌日夕方までに事実を確認して返答するように」指示、東電は「確認できなかった」と返答。

茨城県東海村の臨界事故を契機に原子炉等規制法が改正され、不正を告発した社員に対し解雇などの不当な扱いを禁止する条文が追加されてから半年後の初めての告発。

2000.8.7 保安院が元GE社員に告発内容に関する質問の手紙を送付。

2000.9.28 資源エネルギー庁検査官が福島第一原発2号機を任意の立ち入り検査、蒸気乾燥器を調べたが、新品交換後で不正の事実を確認できず。

2000.11.13 元GE社員から2回目の11.9付け告発状が保安院へ届く。「福島第一原発1号機の原子炉内に1994年、レンチが放置された。」という内容で「身元を明かしていい」と書かれていた。保安院松永和夫次長によれば、資源エネルギー庁は「2000.11に申告者から職を見つけたので、関係者に開示して構わないと言われた。」

2000.11.15 保安院が元GE社員に対し、保安院が出した8.7付け質問への「回答が届いていないので再送を」と国際書留郵便で求める。

2000.11.21 元GE社員から保安院へ8.7付け質問への8.21付け回答のFAXが届き、「身元を明かさないのでほしい」と記されていた。この時点で、エネ庁はGEへの調査は当面しないことを内部決定。

2000.12.25 資源エネルギー庁が原子力安全管理課長名で再度、「この作業に携わったGEの担当者を教えてほしい」と東電に調査を指示。その際、告発者自筆のサインが入った検査記録や、告発者が福島第一原発の東電側点検担当者と交わした実名の会話記録などを添付。保安院は、告発からトラブル隠し公表まで2年間もかかった理由を「告発者の身分保護を最優先に考え、情報が漏れないよう慎重な調査を進めた結果」としていたが、このときすでに告発者のわかる情報を東電に流していた。

2001.1 原子力安全・保安院が発足、院長が就任直後に内部告発の報告を受け、事実解明の陣頭指揮。

2001.7.6 東電が福島第二原発3号の定期検査(4.29～12.17)で「原子炉内の清掃状況を確認していたら偶然、シュラウドのひび割れを発見した」とし、発見日付を2001.7.6に改ざんして保安院へ報告。保安院は、把握していた29件の虚偽報告の疑いのうちのひとつで、2002.9.5に判明したという。

2001.8 東電が保安院の2000.12の質問に、担当者が在職中であるにもかかわらず「自主点検に作業員を派遣したGEのプロジェクスマネージャーという責任ある地位の人が退職して聞けない」と回答。

2001.8.24 東電が福島第二原発3号のシュラウドひび割れの原因と対策の報告書を保安院へ提出、修理(タイロッド工法：圧力容器とシュラウドの間に長尺の支柱を90度間隔で4箇所に取り付けシュラウド全体を固定する工法)

2001.8.30号のNucleonicsWeekで「東電は、シュラウドのひび割れについて原子力安全・保安院へ報告する1年以上前から事実を知っていた」ことを指摘する記事を掲載。保安院は、東電に電話で確認するも、「そんなことはありません」と否定されて信用し、それ以上追及せず。

2001.9.6 保安院が福島第二原発3号のSUS316L製シュラウドでのひび割れ報告を受け、全BWR保有6電力会社へシュラウド溶接部の一斉点検を指示。東電は、この指示を受けて6基で溶接部25か所を点検した際、福島第二4号では隠ぺい部分を再チェックしたのに「異常なし」と虚偽報告。これとは別に、福島第一4号と福島第二2号では、GEIIがひび割れを指摘した計3か所合計26本を「次回定期検査で燃料を取り出したうえで点検予定」として先送りして対象から外した。その代わりにひび割れない溶接部を点検し「異常なし」と保安院に報告。シュラウド検査は、炉内に器具を入れて遠隔作業で行うため手間がかかり、定期検査時に一部ずつ進める方式。隠ぺい部が偶然はずれた可能性もあるが、保安院は、ひび割れの程度から東電が独自に安全性を判断して保安院に報告するかどうかを決め、それに応じて工作したとみている。

2001.10.11 保安院がGEに調査を依頼することをようやく決め、告発内容を明らかにしてGEへ直接問い合わせ。

2001.11 GE社が保安院へ全面協力の申し出。同社に資料が残っていることが判明。GEIIは、資料を公開しない任意の調査なら協力することを約束。

2001.12 保安院がGE社員と接触し、情報を入手。これに基づき虚偽記載リストを作成。

2002.3 GEIIが保安院に告発内容以外にも作業記録に不正の疑いがあることを報告。東電にも、2件の不正を通知。

2002.5 GEIIが、同社員4人が一連の点検にかかわっていたなどとする社内調査資料や当時の関係者の証言記録を保安院に提出。保安院はこれらに基づき東電社員などからも事情聴取、記録の改ざんは、GEII内部ではなく、東電の現場担当者の指示があったという証言を得る。

2002.5 GE社から保安院へ「ほかにも20～25件の不正がありそうだ」と連絡、保安院が東電に確認したが、東電は「分からない」と回答し、8月まで認めず。

2002.5.31 GEIIから報告を受け、東電が社内調査委員会を設置。総務部担当勝俣恒久副社長が委員長。

2002.6.10～11 GEが東電に20数件の不正を通知し、東電が概要を把握。この時点で県への報告や公表しなかった理由は「当時は詳しい内容は分からなかった。6月時点での状況の理解では判断が難しかった」(築館常務)。この時、シュラウドにひび割れがあると指摘された福島第二2号と、ジェットポンプなどに異常があると指摘された福島第一6号は定期検査中であり、該当箇所の検査が可能だったが検査をしないまま、7.7に第二2号、8.3に第一6号の運転を再開。

2002.8.7 東電が社内での調査内容を保安院に報告し、全面協力を申し入れ。2002.9.14朝日新聞によれば、東電は保安院へ調査に全面協力すると同時に、新潟県知事がプルサーマルの条件付き受け入れへ動いていたことから「プルサーマル計画を凍結させるため、新潟県知事らへ『問題を抱えている』と内々に伝えさせてほしい」と要望、さらに、プルサーマル計画を当面凍結するよう原子力政策を担当する資源エネルギー庁への問題の伝達を求めている。他方で、東電は、新潟で「一日も早

く計画を実施したい」と表明。

2002.8.8 保安院が、東電の全面協力と大量の資料提供により、特別調査チームを設置。

2002.8.8 保安院が、東電から7/9提出された柏崎刈羽1号、福島第二3・4号の定期安全レビュー報告書を「妥当」と評価

2002.8.17 福島第一原発3号の定期検査で、制御棒駆動水圧系配管36本の配管継手外周面に浸透探傷検査で表面にひびを発見し、国に報告したが、1994年にもひびを確認していたが国に報告せず。福島第一2号でも1988年にひびを確認するなど10数年前から福島第一2・5・6号でも自主点検で配管に微小なひびを確認しながら国に報告せず。東電は「自主点検報告書の記載項目に含まれていない上、配管は安全基準を上回る肉厚が保たれているため、報告していない。隠しているわけではなく、求められればこれまでも説明していた。国に未報告のひび割れで最も深いのは6号機の1mm。

2002.8.27 東電が、柏崎刈羽3号の定期検査で見つかったシュラウドひび割れ調査の中間報告で、シュラウド下部リング外周表面のひび割れの長さは8mmから5～6cmの19カ所、合計99cmと発表。

2002.8.29 保安院が東電の福島第1、福島第2、柏崎刈羽の原発13基で、1980年代後半から1990年代にかけて、自主点検で見つかったひび割れなどのトラブルの検査結果や修理記録など29件に虚偽記載があったことを公表。原発8基でひび割れなどが修理されずに残っている疑いがあるが、「原子炉の安全性に直ちに重大な影響を与える可能性はない。」と運転継続を容認。

南直哉東電社長は、「信頼を損ねた。MOX燃料の装荷は(地元)にお願いできる状況にない」と述べ、福島第一原発3号と柏崎刈羽3号でのプルサーマル計画を当面延期する意向を表明した。

2002.8.30 保安院が福島第一原発6号の定期検査の最終試験を中止。「(未修理の機器が残されている)疑いがある以上、営業運転の再開を認めることはできない。再開の時期は決めていない。」営業運転に入れず、調整運転のままで発電と送電が続く異常な状態。

2002.8.31 不正が行われた1980～1990年代当時の自主点検に関する資料が東電に残っていないことが、保安院の調べで判明。電気事業法関連法令では資料保管義務は1年、虚偽記載の疑いのある29例は原子炉の部品のひび割れや摩耗など重要なものも含まれている。うち10例は部品交換や修理を既に済ませているが、これらに関する資料もなかった。

2002.9.2 東電が、シュラウドにひび割れの疑いがある柏崎刈羽1号機の9/3定期検査繰り上げのほか、運転中の福島第一原発4号(9月中旬)、福島第二原発2号(10月下旬)・3号(9月上旬)・4号(9月下旬)の計5基を停止。これら5基でシュラウド溶接部計8カ所合計35本のひび割れは修理や交換なしのまま使用。水中カメラや超音波機器で点検し、問題がなければ50日程度で運転再開。

今夏のピーク電力は8.1の6320万kWだが、この時点でも324万kWの余裕、さらに、緊急時に立ち上げられる火力が2基計120万kW、長期計画停止中の発電所が計263万kW、これらで計707万kWの余力になる。9月以降は5000万kW以下が続いており、2000万kW以上の余力があることになる。これは東電の全原発17基の合計出力1730.8万kW(福島第一1～6で469.6万kW、福島第二1～4で440.0万kW、柏崎刈羽1～7で821.2万kW)を上回る。

2002.9.4 保安院が、柏崎刈羽原発1号の自主点検後のGEII書類にはシュラウドについて「ひび割れの可能性あり」となっているが、東電書類では「異常なし」となっていることを確認。

2002.9.5 原子力安全委員会で、松浦祥次郎委員長が「(総計で)520万kW(の出力の原子力)を止めるのは常識的に異常だ」と批判。松浦委員長は委員会後、報道陣に対し「知事の要請自体がおかしいという意味でないが、安全性に懸念がないのに止めるのは問題。運転を止めるべきかどうかを判断する技術基準を、早く設けるべきだ」と発言の趣旨を説明。

- 2002.9.5 大手格付け会社スタンダード・アンド・プアーズS & Pが東電の格付けを上から4番目の「AA-」から「A-」へ一段格下げするかどうかを2ヶ月以内に決めると発表。沖縄電力以外の電力九社はすべてAA-だが、東電だけか九電力すべてかは今後の検討次第。
- 2002.9.6 保安院が、電力会社から原発自主点検を請け負う国内外下請け業者400社に総点検を指示。
- 2002.9.9 原子力安全委員会が9/20以降に調査会を設置して東電首脳陣を事情聴取する方針を決定
- 2002.9.10 自民党政調審議会が「維持基準」導入の電気事業法改正案の臨時国会への提出を了承。
- 2002.9.10 松村一弘福島第一原発所長と青木四朗同第二原発所長が、ひび割れが未修理のまま運転中の原発について「点検で安全上問題がないと判断できれば、修理せずに運転を再開したい」と表明。遠藤勝也富岡町長は「トラブル隠しで国と東電への不信感が高まっており、両者が『安全』と宣言しても地元住民は納得できない。」「シュラウドはもちろんだが、それ以外で損傷が見つかった部品もきちんと修理してほしい」と反発。佐藤栄佐久福島県知事は「電力需給や（運転停止による）損失などの視点で、ものを見られたら、たまったものではない。」「原発の周りに住んでいる人々の気持ちになって判断するだろうと思っている」と強く釘を刺す。
- 2002.9.10 福島第一原発5号のシュラウド下部アクセスホールカバーに、無認可ボルトを使用したまま運転していることが判明。（アクセスホールは、建設時に作業員が圧力容器内へ出入りするためのマンホール大の穴。シュラウド下部に位置し建設終了後にカバーをかぶせてボルトで固定する）
- 2002.9.12 保安院が原発に対する定期保安検査の結果を発表。福島第一、第二、柏崎刈羽のどの原発も「保安規定に違反する事項は認められず、特に問題がなかった。」保安検査は年4回、全原発で実施し、保安規定の順守状況を記録の確認や巡視、関係者への質問、定期自主検査への立ち会いなどで調べる。福島第一、第二では運転管理や燃料管理、保安教育などを重点に、5.27～6.14に実施。保安院は「今回の調査は法律上、保安規定が守られているかどうかを調べる。問題の自主検査は保安規定に定められていない。」「調査の対象が違う以上、トラブル隠しに触れることはできず、結果を淡々と報告した。」
- 2002.9.12 武黒一郎柏崎刈羽原発所長が記者会見で、柏崎刈羽2・5号の運転停止と点検を地元から求められていることに「どのような対応が可能か本社で考慮している。」「運転に安全上の問題はないと思っているが、地域から理屈や技術論を超えたところで当社の姿勢を示すべきだという意見がある。」今後4基の原発が順次、停止されるため「電力の需給バランスが厳しい状況にあることも合わせて検討している。」と話した。
- 2002.9.13 保安院が調査結果を原子力安全規制法制検討小委員会に報告。29件中、法令違反の疑い6件（東電が多数のひび割れを確認しながら国に報告せずシュラウドを交換した福島第一原発1・2・3・5号の4件、損傷の一部を隠してシュラウドを修理した福島第二3号の1件、ひび割れを隠し無届けで蒸気乾燥器を交換した福島第一1号の1件。6件中5件で機器が交換され損傷状態を確認できず東電が事実を意図的に隠ぺいした疑い有）、通達違反の疑い5件（福島第一1号機の緊急炉心冷却システム系の機器損傷の隠ぺい）、品質管理・企業倫理上の問題4件（レンチ紛失・回収の疑いがある福島第一3号機など。レンチ紛失・回収では工具の管理記録をつけず）、残る14件はGEがサービスで修理をしたためにGEと東電の記録が食い違ったものという理由で「問題なし」。保安院は、これらの情報は各原発から本社にも報告されていたと断定。
- 2002.9.13 保安院が、福島第一原発1～5号、福島第二原発2～4号、柏崎刈羽1号の計9基について、信頼性・安全性を妥当と認めた定期安全レビューの評価結果を撤回。
- 2002.9.13 日本原燃の使用済み核燃料受け入れ・貯蔵施設で、低レベル放射性廃液タンク内の空気を

洗浄する装置の配管に接続ミスが自主点検で判明。原燃は1992～93年の配管図作製時に系統図と照合したが、写し間違いに気づかず、据付後のチェックでもミスを見逃した。国の1996年の使用前検査は書類審査だけで合格（国は事業者から提出される検査記録の確認しかできず、事業者の自主検査を信用するしかない仕組み）、ミスに気づかないまま約6年間施設を運用。取り除いた湿気を排出する配管と装置そのものを洗浄する洗浄液を排出する配管計3本を間違っそれぞれ別の廃液タンクに接続。装置内を流れる空気はごく微量なためトラブルは発生せず。

2002.9.13夜 保安院が、電気事業法や原子炉等規制法の法令違反を問えないとして東電の刑事告発や行政処分を見送ることを決定。佐々木院長は「強度が十分に保たれているかどうかを確認しないで使い続けるのは、技術基準の適合義務違反の可能性がある」などとしながら、「問題のシュラウドはいずれも交換、修理されており、現時点で明確な法令違反があるわけではない。」松永次長は、「我々は原子炉の安全性を確保する立場。犯罪を捜査しているわけではない。誰が指示したかなどを解明するのが目的ではない。」とし、隠蔽動機や指示系統は東電が調べるべきとの考えを表明。

2002.9.14 保安院が暫定調査結果で指摘した法法令違反6件以外に、福島第一4号、福島第二2号、柏崎刈羽1号の3基で新たに法令違反の疑いが判明。1993～1999年にシュラウドひび割れの兆候が見つかったが、国に報告しなかった(暫定評価ではこれだけが通達違反)だけでなく、ひび割れに発展していないかどうか十分調べないまま最近まで運転を継続していた。一部は、保安院の指示で2001.10～2002.5に点検し「異常なし」と報告したが、指摘された溶接線を全部は調べていない。今後の緊急点検で傷が見つければ、技術基準適合義務違反の可能性がある。

2002.9.16 福島第一原発4号(78.4万kW)と第二原発3号(110万kW)を計画停止し、シュラウドの問題部位および他の部位の溶接線点検などを実施。運転中は、福島第一1号(46万kW)、2・5号(各78.4万kW)、第二1・4号(各110万kW)、柏崎刈羽2・4・5号(各110万kW)、6・7号(各135.6万kW)の10基のほかに調整運転中の福島第一6号(110万kW)がある。停止中は、今回の2基に加え、9/2に放射能漏れを起こした福島第二2号(110万kW)と定期検査中の福島第一3号(78.4万kW)、柏崎刈羽1・3号(各110万kW)の3基と合わせて計6基になる。今後、福島第二2号(10月下旬)・4号(9月下旬)が計画停止の予定。

2.原発の経済性追求が招いたJCO事故と点検データ改ざん

1973年末の第1次石油ショック以降、1979年の第2次石油ショックを経て、1986年までは石油価格の高騰に助けられ、原発の経済性は石油火力に対して相対的な優位さを保ち続けたが、1986年2月にサウジアラビアがアジア向けネットパック価格による販売を開始して原油の公式価格が実質廃止され、原油価格が一挙に3分の1へ暴落した。それ以降、原発の経済的優位さは完全に失われた。電力会社の有価証券報告書における営業費ベース発電単価でも、1986年以降、原発は輸入炭火力やLNG火力と発電単価で競合状態にある。しかも、これは原発の設備利用率を80%に上げる一方、火力の設備利用率を40%弱に押さえてはじめて達成される発電単価にすぎない。1994年電気事業審議会需給部会での耐用年発電単価試算でも原発はLNG火力と同じ9円/kWh程度になり、1999年度の総合エネルギー調査会原子力部会の試算では、耐用年発電単価(原発16年、火力15年)や運転年数27年以下の発電単価ではLNG火力より高くなる。そのため、実際のキャッシュフローとはかけ離れた運転年数40年の発電単価にならして無理矢理「他の電源と遜色ない」と結論付けている。しかも、原発の設備利用率を80%に想定しての試算であり、設備利用率が落ちれば、40年の運転年数発電原価でも競争力はない。原発の経済性を追求するための当時の手段は、第1に、定期検査期間を短縮し修理費を削減すること、第2に、高燃焼度化により連続運転期間をのばすことの二つである。折しも、東京電力では原発の設備利用率が1950年代の50~60%から1988年には76.3%へ上がったものの、1989年1月に福島第二原発3号炉で再循環ポンプ破損事故を起こして63.2%へ低落、全国平均でも70.0%へ落ち込んだ。東京電力が自主検査データを改ざんして炉内構造物の損傷を隠し、修理を先延ばししたのは、東電の社内聞き取り調査によれば、1986年の福島第一原発2号炉の定期検査からであり(9/2福井新聞)、丁度この頃である。運転開始5年目の新鋭原発である福島第二原発3号炉で再循環ポンプ事故が起きたこと自体が、連続運転による経済性追求のあまり、予兆事故を軽視し、警報を無視して運転を強行した結果であった。この福島第二原発3号炉事故と美浜2号炉での1991年の蒸気発生器細管破断事故を経験しながら、その舌の根が乾いた頃から、13ヶ月(400日)連続運転と定期点検期間の1ヶ月化が電力会社間で競われ始めた。原発の経済性が失われた環境下で余儀なくされた競争でもある。そして、1998年にはほかならぬ福島第二原発3号炉で定期点検のための停止期間36日化を達成し、翌年には関西電力の大飯3号でも36日間の国内最短記録が達成された。こうして、1990年代後半に原発の設備利用率が80%台に乗ったのである。その陰では、東京電力による自主検査データ隠しが行われていたのである。これを隠さずに正直に公表し、その都度修理しておれば、このような最短記録は達成できなかったであろうし、400日の連続運転記録も達成できなかったであろう。その意味で、原発の経済性追求は事故・損傷隠しと表裏一体の関係にある。この深刻な関係を無視して、検査体制や技術者の意識の問題だけに事柄をすり替えて議論することは何ら根本的な解決にはならない。高い設備利用率の下でしか経済性の成り立たない原発で経済性を追求する限り、事故隠しはなくなる。電力自由化で原発を競争下に置くことは重大事故を引き寄せるようなものである。この現実を直視して、原発を競争市場から退場させる以外に解決の道はない。重大事故を起こす前に、原発は即座に全面停止すべきである。

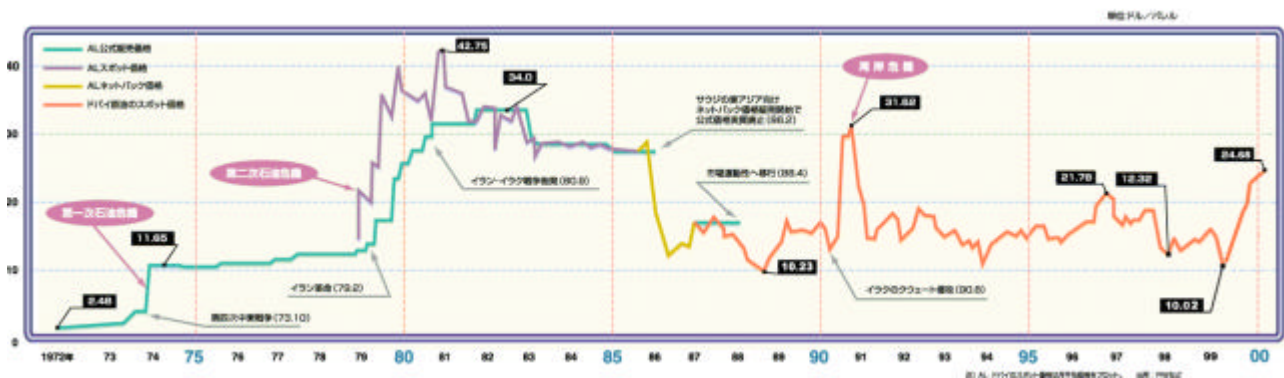
南社長は9月3日、1980年代末から1990年にかけての「バブル景気が原因。受給の心配があった」とし、原発のコスト削減が原因だとの説を否定した。しかし、これは原発の定期点検時期として夏場を避ければ済む話であり、1986年以降の原油大幅値下げで遊休状態の火力を動かせば済む。それほどLNG火力の発電単価は下がっていた。むしろ、1989年には福島第二原発3号炉の事故で稼働率が大幅に低下し、原発の発電単価が毎年の営業費ベースでもLNG火力に負けていた時期である。原発の経済

性を維持するため稼働率引き上げに躍起となっていたのは間違いない。現に、点検データ改ざんが始まったと言われる1986年頃は、日本原電や電源開発等からの他社受電分10%強を加算するまでもなく東電の発電設備だけで最大電力需要を十分賄えた。量的な不足が原因でデータ改ざんに走ったというのは原発の経済性喪失を表面化させないための新たな大嘘である。もしも、1989年1月の福島第二原発3号炉事故で110万kWの巨大原発が長期間停止したため、他の原発を一層強行運転し続けなければならず、データ改ざんに走ったというのであれば、もってのほかであろう。また、当の福島第二原発3号炉でもデータ改ざんが行われたのであるから、始末に負えない。

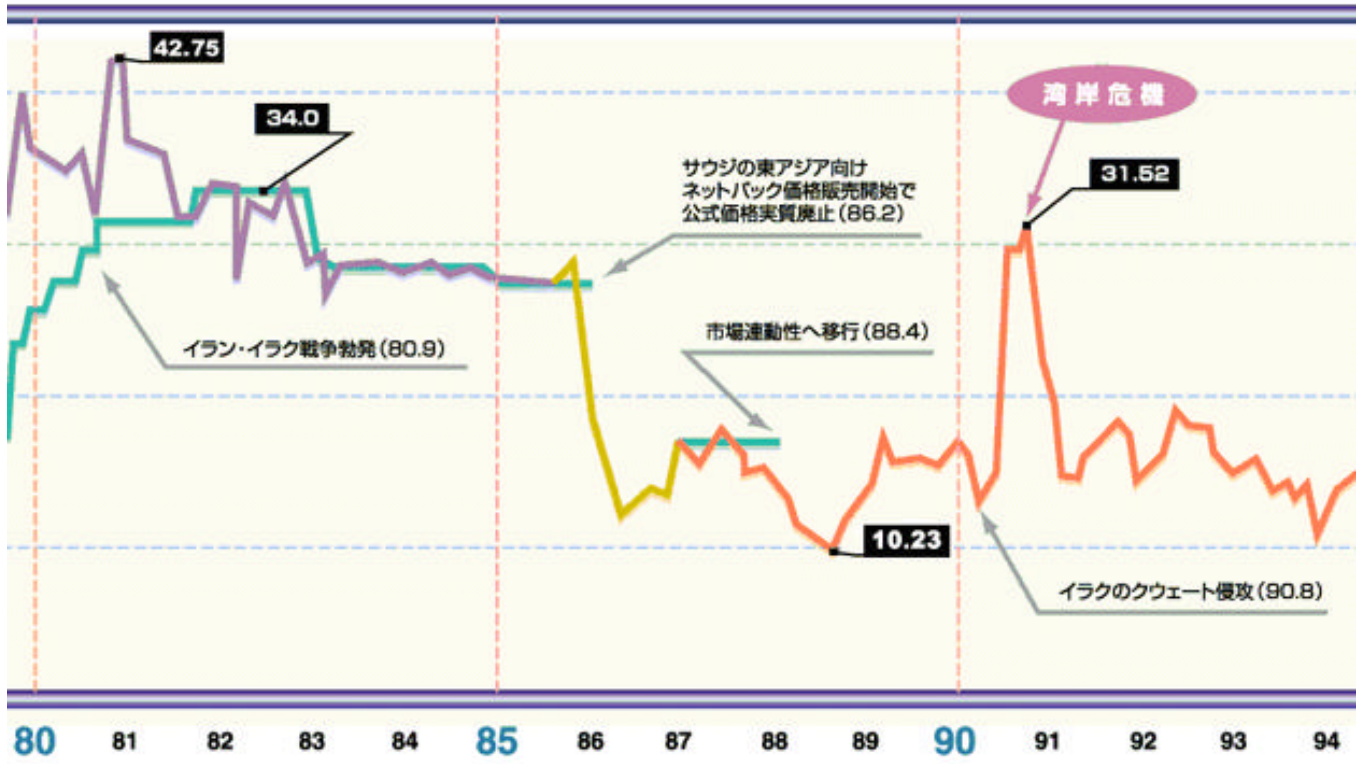
定期検査間隔を18ヶ月にすれば、検査が手抜きできるだけでなく、18ヶ月の連続運転をするために必要な高燃焼度燃料の装荷が不可欠となり、長期連続運転をしなければペイしない運転構造がより一層強まる。高燃焼度用の濃縮度アップ燃料は高価なため、長期連続運転して初めて安くなる。そのため、コスト削減のための連続運転に一層拍車がかかるのである。もし、設備利用率が低下すれば、固定資本の減価償却ができなくなるだけでなく、高燃焼度化による高価な核燃料費を回収できないことになる。

電力会社は電力独占市場にあぐらをかき、電力自由化の下でも、送電網所有・支配という権益を維持して原発を推進しようとしている。それでも、分散型電源の普及と電力自由化の下では高燃焼度化による長期連続運転と定期検査や自主検査の手抜き以外に競争力を確保できない状況に置かれている。検査におけるデータ改ざんの「原子力安全文化」と検査制度の緩和は、それなしにはやっていけなくなった原発の現在の姿を象徴的に現している。そうである以上、重大事故を起こす前に、原発には電力市場から退場していただく以外にない。

英は2001.3に新電力取引制度NETAへ移行、スポット取引価格の低下に引っ張られて相対契約価格も下落、原発が市場で逆ざやを抱え、ブリティッシュ・エナジーの経営不振が深刻化、英政府が4.1億ポンド(約760億円)の緊急運転資金支援を決定(電気新聞2002/9/12)。



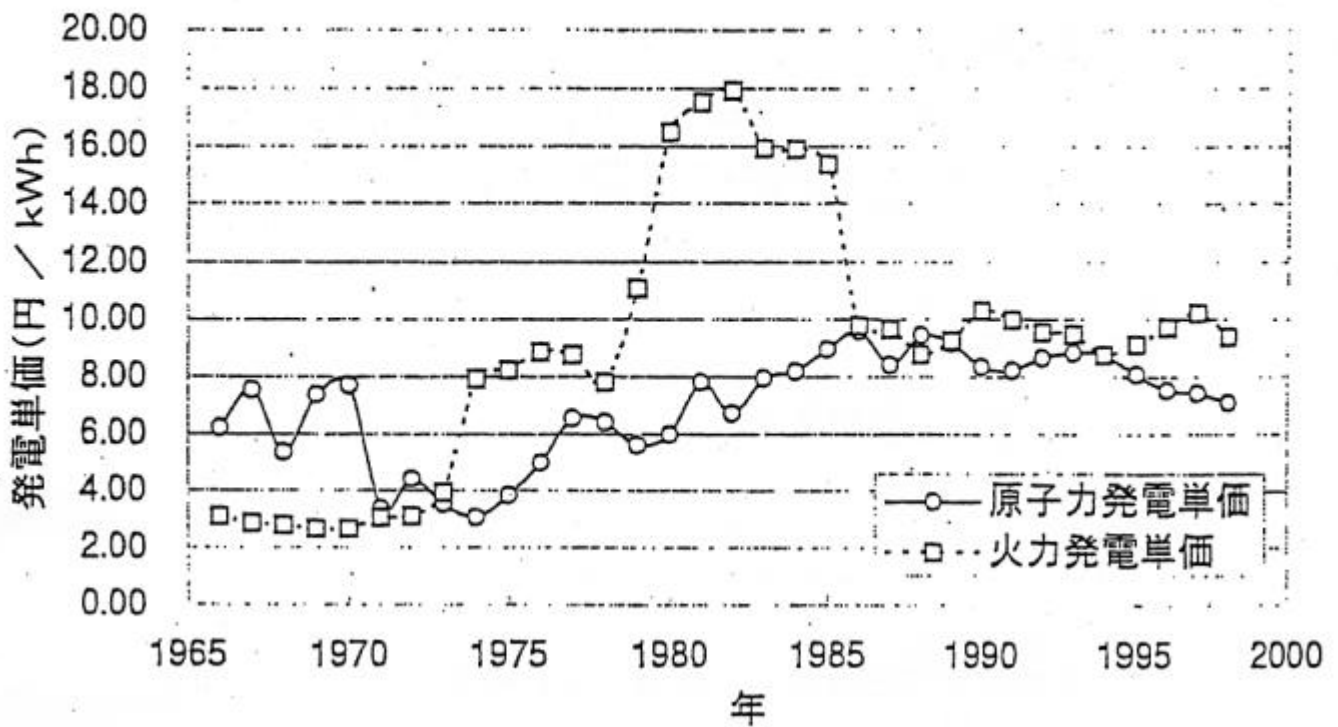
原油価格の推移図



注) AL・FJ

ALネットパック価格が1986年に急減

電力会社の発電単価(営業費ベース)推移



総合資源エネルギー調査会原子力部会の資料：原発は稼働率が70～80%と高く維持され、火力発電は30～40%の稼働率で低い。これを逆転させれば原発の発電単価はかなり高くなる。

3.東電首脳陣 = 財界首脳陣の退陣がもたらす原発推進政策等への影響

東京電力は、管内居住人口4316万人(33.9%)、販売電力量2755億kWh(33.4%)、総収入5兆1560億円(33.3%)、総資産14兆1748億円(33.2%)で、日本最大の独占的電力会社(いずれも2002.3末現在、%は10電力に占める割合)。国税庁の大企業申告所得でトヨタ自動車、NTTドコモにつぐ第3位。スタンダード&プアーズの長期会社格付はAA-。電力自由化の下で、有利子負債約9.4兆円(2002.3末)、自己資本比率約15%で、設備投資を抑えて有利子負債を減らし、自己資本比率を高めようとしていた。

経団連(現、日本経団連)会長は鉄鋼、電機、化学メーカーの指定席だったが、1980年代からの円高などで後退、電力の地位が上がり、1990.12に平岩東電相談役が12年間の経団連副会長職を経て電力業界から初めて会長へ就任。在任中の3年間、「経済優先」から「企業と社会、自然との共生」へ舵取り、企業倫理、環境問題への取り組み強化、政治献金斡旋を廃止。その後も、那須相談役、荒木会長が統合後の日本経団連を含めて経団連の副会長をつとめている。政治献金廃止後、低下した政治への影響力を巨額の設備投資や原発を通じた地域とのつながりから政・官界とのパイプを強化・維持してきた。

今回の事件は、日本最大の電力会社による一大事件であるというだけでなく、日本経済界を代表する首脳陣が引き起こした一大事件として位置づける必要がある。荒木会長は日本経団連副会長で、企業倫理を担当する企業行動委員会の委員長を務め、日ハム問題などを通じて「企業行動憲章」を厳しく見直す責任者。さらに憲章は、平岩外四相談役が経団連会長時代に作ったもので、東電は組織をあげて企業倫理の守護役を務めなくてはいけない立場だった。原子力安全・保安院の調べで、東電の虚偽記載の期間は1987~1995年で、那須社長、荒木社長時代にまたがり、1990年21月にスタートした平岩経団連会長時代とも重なる。

	現職(年齢)	現職辞任時期	東電社長在任期間	社会的な現役職
平岩外四	相談役(88)	9/30で辞任	1976年10月~84年6月	日本経団連名誉会長
那須 翔	相談役(77)	9/30で辞任	1984年6月~93年6月	日本経団連評議員会議長
荒木 浩	会長(71)	9/30で辞任	1993年6月~99年6月	日本経団連副会長、企業行動委員長
南 直哉	社長(66)	10月中旬で辞任	1999年6月~現在	経済同友会副代表幹事
榎本聰明	副社長(63)	9/30で辞任		

・日本経団連は9日の会長・副会長会議で、平岩外四名誉会長(東電相談役)、那須翔評議員会議長(東電相談役)、荒木浩副会長・企業行動委員会委員長(東電会長)、上島重二副会長(三井物産会長)の退任を了承。奥田碩会長(トヨタ自動車会長)が企業行動委員会委員長を兼務、不祥事を起こした企業の「活動自粛規定の厳格化」など規定を厳格化する「企業行動憲章」の改定作業を急ぐ。評議員会議長は、伊藤助成副議長(日本生命会長)が2003.5改選時期まで代行。副会長職当面補充せず、13人体制でいく方針。

・総合資源エネルギー調査会の電気事業審議会は、9月中にまとめる予定だった中間報告を断念、9.18の会合で電力自由化論議の論点整理をし、送電料金体系の見直しや電力市場の環境整備を議論する2作業部会の設置を決めた後、12月まで議論を「凍結」することになった。自由化の中での原発の位置づけ、とくに電力の求める「バックエンドへの公的関与」が検討不十分なままであり、来春の通常国会で電気事業法改正を目指す経済産業省の筋書きが崩れる。エネ庁は「総括原価方式でありながら、さらに無税積み立ての引当金制度適用を認めてきた。TRUなども処分方法の検討はこれから進む。これ以上

の政策的措置となれば、国が事業を引き取ることになる」との態度。

4. プルサーマル 再処理政策、原発新增設計画への影響

・ 原発推進の準チャンピオンの関西電力がMOX燃料データ改ざんで社内監査体制の不備が明らかになり、スイス・ベズナウ原発でのMOX燃料棒事故を隠していたことが明らかにされ、今回はチャンピオンの東京電力がデータ改ざんを引き起こした。

・ 柏崎では知事・市長・村長が1999年春のプルサーマル事前了解を取り消し、柏崎市議会が国と東電にプルサーマル計画中止を求める決議を採択した。福島では、大熊町議会が1998年事前了解を白紙撤回確認、双葉町議会が「信頼関係が修復までプルサーマルを進めるべきでない」との認識で一致、榎葉、富岡、大熊、双葉の4町長が「プルサーマル計画実施と原発増設の凍結」を確認した。双葉町議会は1991年の福島第一7・8号増設決議の「白紙撤回」または「凍結」で調整している。

・ 経済産業省がプルサーマル中止に伴い、使用済み核燃料の原発サイト内での数年～数十年間の中間貯蔵方策の検討を開始した。経済産業省の村田成二事務次官は「今の時点で根本からの政策見直しを急ぐことはない」が、「対応策がないなら工夫せねばならない」と述べ、核燃料サイクルの政策見直しの可能性を示唆した。

・ 福島7・8号増設計画は凍結され、敦賀3・4号増設計画は事前了解が先送りされた。川内3号増設計画は事前環境調査の「回答留保」状態が続く。原発新增設計画にも、影響が出始めた。

< 事実経過 >

- 1997.2 国が新潟と福井、福島 の 3 県に協力要請
- 1997.3 東京電力が県と柏崎市、刈羽村に協力要請
- 1997.7 7号機が営業運転開始
- 1998.2 東電が2000.2プルサーマル計画開始の方針を表明
- 1999.2 東電が県、柏崎市と刈羽村に事前了解願を提出
- 1999.3 柏崎市と刈羽村、県が計画受け入れ表明
- 1999.9 福井県の高浜原発で使用予定のMOX燃料に検査データのねつ造が発覚
- 1999.9 福島県の福島第1原発にMOX燃料を搬入
- 1999.9 茨城県東海村の核燃料加工会社で国内初の臨界事故
- 1999.10 西川正純・柏崎市長が計画の1年延期を東電に要請
 - 11 東電が2001年実施に計画を変更
- 2000.3 通産省が原子炉設置変更を許可、実施環境が整う
 - 8 西川市長が全国初の計画実施に抵抗感を示し、平山知事も難色を示す
 - 12 刈羽村議会に住民投票条例案が議員提案され、可決
- 2001.1 品田宏夫・刈羽村長が住民投票条例案を再議に付し、条例案が否決される
- 2001.2 東電が発電所新增設計画の数年凍結を発表
 - 2 福島県の佐藤栄佐久知事が「原子力政策の抜本見直し」発言。福島第1原発での実施が遅れる見込み。西川市長らが佐藤知事発言に戸惑い
 - 3 平山征夫知事、西川市長、品田村長の3者が「合理性があれば国内初実施容認」の確認

- 3 柏崎刈羽原発のプルサーマル計画用MOX燃料搬入
 - 4 柏崎刈羽原発3号機で4/17から7/13まで定期点検
 - 4 臨時村議会、住民投票条例案を可決
 - 4 品田村長が5月27日の住民投票の実施を表明
 - 5 住民投票実施。「反対」が「賛成」「保留」を上回り、住民はプルサーマル計画実施を拒否
 - 5 品田村長が計画受け入れを当面凍結する考えを示す
 - 6 平山知事、西川市長、品田村長の3者が年度中の計画実施見送りで合意
- 2002.1 国の原子力委員会が主催する「市民参加懇談会」が刈羽村で開かれる
- 8 東京電力が柏崎刈羽原発3号機の定期検査を開始
 - 8 東電が原発データ不正記載を発表
- 2002.8.29 南直哉東電社長が「社会的な信頼を損ねた現状ではプルサーマル燃料による原子力発電は行えない」と見送りを表明。服部拓也・原子力本部副本部長は「前提である信頼を自ら損ねたものでは、とてもMOX燃料の装荷は、私どもからはお願いできることは出来ない。」武黒一郎福島第一原子力発電所長も「福島第一3号機の定期検査の中でプルサーマル実施は難しいと思っている」
- 2002.8.29 平山征夫新潟県知事が、プルサーマル計画については「見直す必要がある。当面はありえない。」「この問題がかたずくまでは保留だ。」「今回は(受け入れの条件としていた)『安全性』と『住民の理解』の両方に影響を与えた。」計画受け入れそのものを白紙にするかと問われると「そこまでは検討していない」。
- 2002.8.29 木村守男青森県知事は「プルサーマル計画は、六ヶ所村の再処理施設本体の操業に密接に関連する。県としては計画をめぐる動向について冷静に、厳しく見極め、慎重に対処したい。」
- 2002.8.30 品田宏夫刈羽村長は「信頼関係で損なわれたものは大きい。プルサーマルも当面はできない。」「あってはならない事態が発生したことを憂い、信頼回復を強く要望したい。保安院や東京電力の『安全上問題はない』という見解を信じたい。」プルサーマル計画実施を認めた事前了解の取り扱いについては「今その議論が必要だとは思っていない。」
- 2002.8.30 岩本忠夫双葉町長が「きずやひびは十数年前からあるのに、安全だと言ってプルサーマルや増設を推進してきた。十数年前から日々裏切られた思いがする」
- 2002.8.30 福島県議会が植田英一議長名の抗議文を東電に手渡す。抗議文では国についても「事実を知りながら県、県民に何の説明もせず放置したのは極めて遺憾」と批判。
- 2002.8.30 日本原燃は「プルサーマルをめぐる情勢がより厳しくなると認識している。。当社としては、安全確保を基本とし、今後も着実に事業を進めたい。」
- 2002.8.30 平沼赳夫経済産業相は「(東電がプルサーマル計画の延期を表明したことについて)一企業の問題と、国のエネルギー政策の問題は別次元だが、国民の不信を招く結果になりかねない。国として必要な対策をすることで、信頼回復に全力をあげたい。」9/5福島県連役員に「国のエネルギー政策は基本的に変えるわけにはいかない。信頼回復の後、また協力願いたい」
- 2002.8.30 尾身幸次科学技術政策担当相は「原子力安全委員会としても実情調査をしてもらいたい」と述べた。その上で、プルサーマルの実施には「相当な影響があると思う」と話した。
- 2002.9.2 福島県大熊町議会が緊急全員協議会で、プルサーマル計画の事前了解に関する1998年の議会同意の白紙撤回を全員一致で確認。「事前了解の審議当時、使用済み核燃料輸送容器の改ざん問題があり、虚偽報告やデータ改ざんが一切ないことが了解の条件だった。今回の問題はその条件に違反する」(吉岡弘夫議長)。志賀秀朗大熊町長も「議会の意向に従わざるを得ない」と、町とし

て事前了解を撤回する意向。

2002.9.2 福島県双葉町議会が全員協議会で「東電との信頼関係が修復されるまではプルサーマルを進めるべきでない」との認識で一致。岩本忠夫町長に慎重な対応を申し入れ。

2002.9.2 福島県双葉地方町村会と双葉地方町村議会議長会（大熊、双葉町など4町と周辺4町村で組織）が、福島第一・第二原発両所長らに出席を求め臨時会議を開催、「原子力の安全性に対する信頼を損なうばかりか、安全上重大な問題に発展する恐れがある」と、事実関係の徹底究明と再発防止策の実行を求める申し入れ書を手渡す。町村会会長の岩本双葉町長は「プルサーマル計画や第一原発7、8号機の増設推進に尽力してきたが、返す言葉がないほど衝撃を受けている」。各町村議長らは「東電は（トラブル隠しを）『不適切な取り扱い』などと表現しているが、故意の改ざんであり、率直にものを言う姿勢がない」などと批判。

2002.9.2 福島県議会が各派代表者会議で、原子力安全・保安院が不正の情報を得ながら2年以上も県に報告しないなど対応に問題があったとし、国などに抗議文を送る方針を固めた。

2002.9.2 福島県は「事前了解をどうこう議論する以前の問題だ。本質は国の体質にあり、議論をわい小化すべきではない」（9/2川手晃副知事）

2002.9.2 西川正純・柏崎市長が国と東電への緊急要請で「（国や東電が）住民へ直接説明をすることが必要だ。ダラダラ延びるといけない。「事前了解の撤回が法的にどういう意味があるかなどの確認もあるので、少し慎重に考える必要がある。」同席した品田宏夫・刈羽村長は「村民の怒りと悲しみを伝えてきた。信頼回復の過程を冷静に厳しく見詰めていく。」

2002.9.2 木村守男青森県知事は「プルサーマル、MOX燃料への影響は必至だ。」「どういう状況になるか、まだ見極める必要がある。少なくとも順調な環境ではなくなっており、厳しく受け止めている」と、MOX燃料加工工場について、現段階で立地の可否判断が難しいことを示唆。2004年4月着工予定が極めて困難になった。翌日訪問した資源エネルギー庁の迎陽一電力・ガス事業部長に、情報公開とともに、事業者の自主点検でも国が立ち会うよう求めた。

2002.9.2 全国原子力発電所所在市町村協議会（会長＝河瀬一治・敦賀市長、36市町村）が東電社長に対し問題の責任の明確化を、経済産業相と原子力安全・保安院長らに原発に対する国民の信頼回復に努めることなどを、それぞれ求める申し入れ書を郵送

2002.9.2 福田康夫官房長官が、プルサーマル計画への影響は「全くない」と否定、「原子力が安全であることが保障されれば、環境的にもコストからも現状ではこれに勝るものはない」と強調。

2002.9.2 日本原燃が、六ヶ所村で建設中の核燃料再処理工場の化学試験を予定より約半月前倒しし、9.18から開始することなど試験運転全体計画を保安院に提出

2002.9.2 原水爆禁止日本国民会議が不正が行われた13基の原子炉の即時停止と総点検を求める声明。「原発への信頼を大きく損なうものであり、国民生活の基幹をになう電力業界の組織的不正行為を断じて許すわけにはいかない」と厳重に抗議。プルサーマル計画、使用済み核燃料の再処理計画から完全に撤退するよう要求。

2002.9.2 原発反対地元3団体が保安院の調査担当者に抗議文提出、柏崎刈羽原発のすべての原子炉を停止して、原子力に批判的な第三者に点検評価を委託するよう要請。

2002.9.3 原子力委員会での意見聴取で、藤家洋一委員長は「どうか核燃料サイクルの重要性を企業カルチャーに採り入れてほしい。今回の件で、一番無念なのは南社長ご自身のはず」と話すと、南社長は「サイクルを着実に推進する必要性は何ら変わらない。MOX燃料を装荷できる状況を再び作るべく、努力したい。（社長を）退任しても役に立てればと思う。」「今月中旬にまとまる社内調

査の中間報告を踏まえたうえで、改めてお願いしたい。」

2002.9.3 平山征夫新潟県知事が、国と東電への緊急要請でプルサーマル事前了解について「検討テーマにならざるを得ない。」「『安全性』『住民の理解』が計画の前提。今回の問題で、安全性に問題がないかチェックする必要がある」と撤回の可能性を初めて口に。

2002.9.3 柏崎市議会が平沼経産相と南社長に、トラブル隠しがあったとされる柏崎刈羽2、5号機の運転を早急に停止すること(1号は既に停止)や、エネルギー政策の全面的な見直しなどを求めた。

2002.9.3 原子力発電関係団体協議会(14県、会長・堀達也北海道知事)が知事14人の連名で経産省、文科省、原子力安全委員会に要望書。徹底的な調査や第三者を含む調査委員会の設置など5項目。「ことは極めて重大で、安全性を信頼せざるを得ない住民の気持ちを踏みにじるもの。」「国民の不安感のみならず、原子力行政の体質・体制を問われ、不信感をさらに増大させる。」東電の自主点検作業記録などの徹底的な調査や責任所在の明確化、他の事業者の総点検への指導などのほか、原子力施設従業員らの違反申し出には今後、国が迅速、公正に調査を行い結果を速やかに公表すること。

2002.9.3 資源エネルギー庁の迎陽一電力・ガス事業部長が木村守男知事に「核燃サイクル事業を進める方針は揺るがない」、プルサーマル計画に変更はないとする国の姿勢を虚偽報告発覚後初めて伝えた。

2002.9.5 自民党福島県連会長の根本匠衆院議員ら同党県連役員が平沼経済産業相に原子力安全・保安院の対応を抗議し2年間の対応の徹底調査、同院の同省からの分離独立など国の原発検査体制の抜本的見直しを要請。「国策を推進する立場だったが、根本で裏切られた」

2002.9.6 柏崎市議会が9月定例議会の冒頭、プルサーマル計画の中止を求める決議を採択(賛成)16、反対13)。計画実施に反対意思を示した刈羽村の住民投票(昨年5月)などで住民の理解が揺らぐ中、計画実施の根拠はなくなったと断じ、国と東電に中止を求めた。1999年に県、市、村が出した事前了解についても「実質的に成り立たない」と、3者に白紙撤回を求めた。

2002.9.6 栗田福井県知事:9/6敦賀3・4号増設計画の事前了解手続きを先送り。「原発に対する県民の不信感が増大する時期に事前了解を出すわけにはいかない。」了解時期は日本原電の内部調査結果などを踏まえて判断。6月に増設に同意する意見書を出し、県と敦賀市が今月中にも了解する見通しだった。

2002.9.6 福井県原子力発電所準立地市町村連絡協議会(会長、千田千代和・三方町長)が、県内3電力事業者に、東電問題によって国民の原子力に対する信頼は失墜したとして、今回の事態を重く受け止め、原発の自主点検作業が適切に実施されているかを総点検するように求める申し入れ書を提出。

2002.9.9 檜葉、富岡、大熊、双葉の4町長が「プルサーマル計画実施と原発増設の凍結」を9/9に申し合わせ、翌日の公明党調査団との意見交換で表明。各町議会で説明した上で国に「凍結」を申し出る方針。草野孝檜葉町長は「プルサーマル計画実施と第1原発(7・8号)の増設については凍結せざるを得ない。原子力政策の中身を検討すべき段階だ。」遠藤勝也富岡町長は「プルサーマル計画は2~3年遅れ、青森県六ヶ所村の施設稼働も遅れ、核燃料サイクル自体の遅れにもなるが、やむを得ない。」岩本忠夫双葉町長は「プルサーマル計画、第1原発増設とも『一時凍結』という姿で今後の推移を見守る。凍結の期間は半年か、1年ぐらいになるか。」志賀秀朗大熊町長は「『白紙撤回』は議会の意向として東電に伝えているが、行政としての判断は『凍結』だ。」

2002.9.10 西川正純市長は「プルサーマル容認にあたって大前提だった安全運転の最優先と相互信頼という最も基本的な事項が、事業者自らの手によって損なわれた。」「事前了解そのものは喪失したと言わ

ざるを得ず、東京電力に当面、（計画実施を）見送るよう申し入れる」と答弁。

2002.9.10 柏崎刈羽原発39tと高浜原発25tの使用済み核燃料を青森県六ヶ所村の再処理工場へ搬入。自民党県議は「原子力政策は国策だから協力してきたが、使用済み核燃料搬入の凍結も踏まえる必要があるのでは」

2002.9.10 須賀龍郎鹿児島県知事が鎌田迪貞九電社長に川内3号増設に伴う環境調査について「こういう事態なので県が調査に同意する状況ではない」と伝え「回答留保」を当分続ける考えを伝達。

2002.9.11 刈羽村議会が臨時会で、柏崎刈羽原発でのプルサーマル計画実施を認めた事前了解を撤回するよう品田宏夫村長に求める決議案を全会一致で可決。品田村長は「考えている方向は私も一緒。」また、刈羽村議会は、原発の維持基準やチェック体制強化などを国に求める意見書およびトラブル隠しが指摘されている柏崎刈羽2・5号の早期停止と点検などを東電に求める申し入れ書をそれぞれ全会一致で可決

2002.9.12 平山知事、西川柏崎市長、品田村長が会談し、1999年春の事前了解を取り消すことを決定。柏崎刈羽原発でのプルサーマル計画は事前了解以前の状態に戻る。新潟県は翌日付で文書を東電に通知、市・村も週明けまでには同様の手続き。平山知事は「国と東電の双方に対し住民が納得できるという状況になる」「柏崎刈羽原子力が一定期間の安全運転実績を重ねる」の2点を指摘。

2002.9.12 双葉町議会が原発・地域活性化特別委員会を開き、1991年の福島第一7・8号増設決議の「白紙撤回」または「凍結」で調整を申し合わせ。近く全員協議会を開き、結論を出す。

2002.9.12 経済産業省がプルサーマル中止に伴い、使用済み核燃料の原発サイト内での数年～数十年間の中間貯蔵方策を検討開始。サイト内貯蔵増強策、サイト間の移動、中間貯蔵施設建設の検討。経済産業省の村田成二事務次官は「今の時点で根本からの政策見直しを急ぐことはない」とする一方で、「対応策がないなら工夫せねばならない」と述べ、核燃料サイクルの政策見直しの可能性を示唆。六ヶ所村の古川健治村長は「再処理工場やMOX（ウラン・プルトニウム混合酸化物）燃料工場への影響は必至だろう。国から正式な連絡はなく『全く発想を変えた取り組み』（村田次官）という真意は分からない。

2002.9.13 河瀬一治敦賀市長が9月定例市議会で、敦賀3・4号増設計画への事前了解について「今回の不祥事に対する国や事業者の対応を見極め、慎重に対処したい」と述べ、判断を先送り。

2002.9.14毎日新聞 日本原燃と青森県・六ヶ所村との公害防止協定の協議が進まず、六ヶ所再処理工場の9.18からの化学試験前倒実施が困難な状況に陥っている。県と村に前倒しを事前報告しておらず、県などが態度を硬化。東電問題による総点検で化学試験用技術者が確保できず。

2002.9.14 佐藤栄佐久福島県知事が日本原子力学会で講演、「再処理工場稼働前に立ち止まって、（使用済み核燃料を）全量再処理するか、直接処分も含めるのか、国民的議論にしていくべきだ。」「そろそろ幕引きをしようとしているようだ。国の体質を変えない限り、原子力の未来は暗たんたるものになる。」「霞が関は反対意見を完全に無視する体質。何十兆円という政策が、国会の審議も経ないで進められている。」「意思決定過程の透明性が非常に重要なテーマだ」と指摘。

2002.9.19 佐藤栄佐久知事が福島県エネルギー政策検討会の中間報告を公表する予定。知事は9.11、県が1998年に出したプルサーマル計画の事前了解について「前提条件がすべて消えている」「凍結も選択肢の一つ」と発言、「何を抗議していいか、抗議することがいっぱいあって困る。また、どこを攻めたらいいのか」と、原子力安全・保安院や原子力安全委員会を皮肉交じりに批判。

5.原発検査制度の緩和を許すな

原子力安全・保安院は、軽微なトラブルを軽視する態度を自ら取り、今回のデータ改ざん事件でも維持基準や事後保全による検査制度を先取りの導入しようとしている。これが、今回の東京電力による自主点検データ改ざん事件を助長し、温存することにつながったのであり、原子力安全・保安院には、その反省と自己批判が必要である。来年度からの原発検査制度の改定前倒し実施を中止し、より厳格な検査と事故の未然防止を徹底できないような今の状況下では原発の安全を保証できないという勧告をこそ出すべきである。

第1に、2000年7月に日系米国人の元GE社員がら内部告発を受け、「規制当局は、的確に情報収集を行うため、法律に基づく報告徴収や立ち入り検査を機動的に実施していく必要がある」(総合資源エネルギー調査会・原子力安全・保安部会「検査制度見直しの方向性(案) - 検査制度のあり方に関する検討会中間取りまとめ - 」p.8, 2002.6.20)としながら、その行為を取らなかった。「こうした軽微な事象が存在すること自体は、災害防止上支障がなく、規制上も問題がないことであるが、事業者の組織の中や社会的に批判されることが懸念されると、従業員個人あるいは事業者として情報の提供および活用を躊躇しがちである」(同p.9)と事故隠しの可能性を十分認識し、事故隠しの張本人が非協力的になるのは当たり前であることを知りつつ、「東京電力が非協力的である」ことを理由に、規制当局として当然行うべき東京電力への点検指示や調査を行わなかった。これは規制当局としての義務違反である。

第2に、東京電力の点検データ改ざんが明らかになった直後の8月29日、原子力安全・保安院は、「原子力発電所における事業者の自主点検作業記録に係る不正等に関する調査について」を発表し、「8基の原子炉においては、ひび割れ等が存在する機器が、現在も取替又は十分な修理が行われないまま炉内に残っている疑いがあることから、念のため安全についての確認を行い、」「直ちに安全性に重大な影響を与える可能性があるものは含まれていないと判断」し、運転継続を認めた。これは、現行検査制度が事業者に求める「施設の技術基準への適合」=シュラウドのひび割れの修理を規制当局が求めないことになる。また、原子力安全・保安院による運転継続判断の根拠は、極限荷重評価法や破壊力学的評価による許容レベル以下だというものだが、これが維持基準として使われるとすれば、恐ろしいことである。原子力安全・保安院は未だ導入されてもいない維持基準による保安検査を先取りし、維持基準を非常に緩く設定する形で運転継続を決定した。これは規制当局が自ら現行検査制度を掘り崩すものである。今回は、東京電力の自主的判断で、シュラウドにひび割れの疑いがある5基の原発を順次運転停止し、点検することになったが、点検の結果、ひび割れが確認されれば、修理が必要になるはずである。それとも、原子力安全・保安院は「修理する必要はない」というのであろうか。また、ジェットポンプ関連機器に未修理損傷のある疑いがある他の3基については、停止して点検する予定もない。点検データが改ざんされた疑いのある他の5基および今回は指摘されていない他の原発についても同様である。指摘された件以外には点検データの改ざんがないという保証がない以上、少なくとも東京電力の全原発を止めて、定期点検および自主点検の全データについて生データとの照合を行い、改ざんの有無をチェックすべきである。

第3に、原子力安全・保安院は9月3日、2004年度の予定だった検査制度改定を来年度に実施する方針を決め、電気事業法と原子炉等規制法の改正案を早ければ今秋予定の臨時国会に提出する準備を始めた。同改正案には、報告徴収義務の対象範囲拡大や事業者の点検記録類の保存期間延長、違反時の罰則強化などを盛り込むが、主眼はそこにはなく目玉は、原発でひび割れ等の欠陥が見つかってもある技術基準を満たしておれば補修せず、そのまま原発の運転を認めるという「維持基準」の導入である。自

主点検でひび割れが見つければ修理しなければならないという「厳しすぎる検査制度」が今回の改ざん事件を招いたとの居直りの発言が出され、南直哉東電社長も9月3日の原子力委員会による意見聴取で「維持基準があれば、現場のプレッシャーも違っていた」と述べた。これは盗人猛々しい。本末転倒である。多重防護の最初の「事故の未然防止」は、定期検査等により「告示501対象設備では常に設置時の状態が保持される」ことがその根拠の一つであり、経年劣化に関しても新設時にはそれを考慮した余裕が持たせてあるから大丈夫だということではなかったか。維持基準の導入は、これまでの安全管理の考え方を根底から覆すことになるばかりか、原発の経済性が失われ、また、原発の老朽化が進めば進むほど、事業者都合が良いように維持基準そのものがどんどん緩められ、様々な欠陥が蓄積されていくことになる。東京電力の点検データ改ざん事件で検査制度が強化されるのではなく、逆に緩められるというのは前代未聞である。これでは、綱紀肅正どころか、多少のひび割れや冷却水漏れは許されるという「緊張感のゆるみ」が助長され、事故の危険が一層増すことになる。スリーマイル島原発事故やチェルノブイリ原発事故という重大事故を経験し、日本でも福島原発事故や美浜原発事故という大事故を経験しながら、検査制度を緩めなければ原発の経済性を確保できない状態に陥っている。そうまでして、危険な原発を強硬的に運転し続けることに関して、国民的合意が得られているというのであろうか。

第4に、電力会社から国へ報告される事故には、電気事業法や原子炉等規制法に基づく「法律対象」の報告事象と1977年3月通産大臣通達による「通達対象」の報告事象とがある。1985年以降、法律対象の報告件数は15～25件で推移しているが、通達対象の報告件数は1980年代後半が20～30件に対し、1990年代には10件程度へ激減している。特に「機器の軽微な故障」の報告件数が激減している。これは東京電力で隠蔽された自主点検によるひび割れ等の「機器の軽微な故障」が隠されたからではないかと推定される。東京電力の点検データ改ざん事件は、事故件数や原子炉スクラム回数が少ないことを日本の原発の優秀さの証明だとしてきた電力会社の主張がいかにデタラメで危険な事故隠しと強行運転によるものであるかを示している。このような事故隠しの体質を徹底的に暴き出し、膿を出し尽くすことが規制当局に求められているのではないであろうか。